物のうち組換えＤＮＡ技術応用作物でないものをいう。以下同じ。）を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別して行う管理であって、その旨を証明する書類により明確にしたものをいう。以下同じ。）が行われたことを確認した組換えＤＮＡ技術応用作物である食品又は組換えＤＮＡ技術応用作物を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）次の⑴又は⑵の区分に応じ、それぞれ次の⑴又は⑵に掲げる事項

⑴　作物である食品　当該作物である食品が組換えＤＮＡ技術応用作物である食品である旨

⑵　加工食品　当該加工食品の原材料である別表第一の上欄に掲げる作物の名称及び当該作物が組換えＤＮＡ技術応用作物である旨

ロ　生産、流通又は加工のいずれかの段階で組換えＤＮＡ技術応用作物及び非組換えＤＮＡ技術応用作物が分別されていない作物である食品又は組換えＤＮＡ技術応用作物及び非組換えＤＮＡ技術応用作物が分別されていない作物を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）次の⑴又は⑵に応じ、それぞれ次の⑴又は⑵に掲げる事項

⑴　作物である食品　当該作物である食品について組換えＤＮＡ技術応用作物である食品及び非組換えＤＮＡ技術応用作物である食品が分別されていない旨

⑵　加工食品　当該加工食品の原材料である別表第一の上欄に掲げる作物の名称及び当該作物について組換えＤＮＡ技術応用作物及び非組換えＤＮＡ技術応用作物が分別されていない旨

ハ　分別生産流通管理が行われたことを確認した非組換えＤＮＡ技術応用作物を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）当該加工食品の原材料である別表第一の上欄に掲げる作物の名称

四十一　特定保健用食品にあっては、特定保健用食品である旨（許可又は承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの（以下「条件付き特定保健用食品」という。）にあっては、条件付き特定保健用食品である旨）、許可又は承認を受けた表示の内容、栄養成分量、熱量、原材料の名称、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

四十二　栄養機能食品にあっては、栄養機能食品である旨、内閣総理大臣が定める基準に適合するものとして表示をしようとする栄養成分の名称及び機能、栄養成分量、熱量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言並びに消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨

四十三　特定保健用食品であって保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準（以下この号において「摂取基準」という。）が示されているもの又は栄養機能食品であって機能に関する表示を行っている栄養成分について摂取基準が示されているものにあっては、それぞれ一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、摂取基準における摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合

四十四　特定保健用食品又は栄養機能食品であって、調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては、当該注意事項

3　前項に掲げる事項の記載は、邦文をもって、当該食品又は添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。

4　栄養機能食品にあっては、次に掲げる表示をしてはならない。

一　第二項第四十二号に規定する内閣総理大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示

二　特定の保健の目的が期待できる旨の表示

5　保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない。

6　分別生産流通管理が行われたことを確認した非組換えＤＮＡ技術応用作物である食品又は分別生産流通管理が行われたことを確認した非組換えＤＮＡ技術応用作物を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあっては、当該作物である食品が非組換えＤＮＡ技術応用作物である食品である旨又は当該加工食品の原材料である別表第一の上欄に掲げる作物が非組換えＤＮＡ技術応用作物である旨の表示をしてはならない。

第二条　前条第二項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げる食品のうち鶏の殻付き卵及び同項第十一号ハに掲げる食品並びに同項第十二号に掲げる作物である食品のうち当該作物である食品に近接した掲示その他見やすい場所に名称が記載されているものにあっては、名称の表示を省略することができる。

第三条　第一条第二項の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。

第四条　第一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる食品、同項第三号に掲げる食品のうちガラス瓶（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン製容器包装に収められたもの、同項第十一号ロに掲げる食品（缶詰、瓶詰、たる詰又はつぼ詰のものを除く。）、同号ハに掲げる食品、同項第十二号に掲げる作物である食品及び同項第十四号に掲げる添加物にあっては、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日（以下「期限」という。）及びその保存の方法の表示（法第十一条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた食品又は添加物にあっては、期限の表示）を省略することができる。

第五条　第一条第二項の規定にかかわらず、期限及びその保存の方法の表示に代えて、輸入年月日である旨の文字を冠したその年月日を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載するものとする。

第六条　第一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第八号に掲げる食品にあっては、期限及びその保存の方法の表示（法第十一条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた食品にあっては、期限の表示）に代えて、放射線を照射した年月日である旨の文字を冠したその年月日を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載するものとする。

第七条　第一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第十号に掲げる食品のうち鶏の殻付き卵（生食用のものを除く。）にあっては、期限又はその保存の方法の表示は、鶏の殻付き卵が産卵された年月日、採卵した年月日、重量及び品質ごとに選別した年月日又は包装した年月日である旨の文字を冠したその年月日を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載することをもってこれに代えることができる。

第八条　第一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第十号に掲げる食品のうち鶏の殻付き卵にあっては、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名に代えて、採卵した施設又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した施設の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び採卵した者又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載するものとする。

第九条　第一条第二項の規定にかかわらず、常温で保存する旨の表示については、これを省略することができる。

第十条　第一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第十一号ハに掲げる食品及び同項第十二号に掲げる作物である食品以外の食品及び添加物にあっては、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この条において同じ。）又は販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の記載をもって製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができ、同項第十一号ハに掲げる食品及び同項第十二号に掲げる作物である食品にあっては、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名の表示を省略することができる。